

① 京都府子育て支援条例（H19）

○ **制定** 平成19年7月10日
（京都府条例第39号）

○ **趣旨**

子どもの権利を守ることにより、子どもが心身ともに健やかに育ち、自立するために必要な考え方や施策の方向性を定めたもの

○ **主な規定**

- ・ 子育て支援に係る各主体の責務と役割
- ・ 相談体制の充実や拠点整備などの子育て家庭を支援する環境づくり
- ・ 相互交流や支援人材の育成など子どもの健やかな成長を促す地域づくり
- ・ 子育て支援に関する関心・理解を深める教育や啓発、表彰・認証制度の実施や雇用環境の整備など意識づくり

② 京都府少子化対策条例（H27）

○ **制定** 平成27年12月25日
（京都府条例第54号）

○ **趣旨**

次代の社会を担う子ども及び若者が、結婚及び子育てに夢を持ち、家庭を築き、子どもを生み、育てる希望が成就する社会を実現すること

○ **主な規定**

- ・ 少子化対策に係る各主体の責務と役割
- ・ 結婚支援団体との連携など結婚の支援に関する施策
- ・ 不妊治療等を含む妊娠及び出産の支援に関する施策
- ・ 多子世帯支援や学習の機会の提供、仕事と子育ての両立支援など気運の醸成

現行2条例の概要（条文構成）

○平成19年に「京都府子育て支援条例」平成27年に「京都府少子化対策条例」を制定。

①京都府子育て支援条例（H19）

○条文構成

- ▶ 総則
 - ・ 基本理念
 - ・ 各主体の責務（府、保護者、府民、学校等、子育て支援団体、事業者）
- ▶ 子育て支援基本計画の策定
- ▶ 子育て支援に関する施策
 - ・ 子育て家庭を支援する環境づくり
 - ・ 子育て支援に取り組む地域づくり
 - ・ 子育て支援に関する意識づくり
- ▶ 京都府子育て支援審議会
- ▶ 雑則

②京都府少子化対策条例（H27）

○条文構成

- ▶ 総則
 - ・ 目的、定義、基本理念
 - ・ 各主体の責務（府、市町村、府民、事業者、学校等、結婚支援団体、子育て支援体）
- ▶ 少子化対策基本計画の策定
- ▶ 結婚から子育てまでの各段階に応じた支援に関する施策
 - ・ 結婚の支援に関する施策
 - ・ 妊娠及び出産の支援に関する施策
 - ・ 子育て支援に関する施策
 - ・ 総合的な支援に関する施策
- ▶ 少子化対策に関する教育及び学習の機会の提供並びに府民の気運の醸成等
- ▶ 京都府少子化対策審議会
- ▶ 雑則

現行2条例の概要（目的・基本理念）

- 「子育て支援条例」は各主体の責務と役割を明らかにし「少子化対策条例」では子育て条例の理念を踏まえつつ「結婚」「出産」といった少子化対策に係るより具体的なトピックを強調。

①京都府子育て支援条例（H19）

【目的】

子育て支援に取り組む主体の責務及び役割を明らかにするとともに、それらの主体の一体となった取組により、**子育て支援を総合的かつ計画的に推進**

【基本理念】

- ・子どもを安心して生み、育てることのできる環境を整備し、子育て家庭を支援
- ・地域社会の様々な場において、自主的かつ自立的な子育て支援の取組を促進
- ・社会全体で子育て支援に取り組む意識の向上が図られること

②京都府少子化対策条例（H27）

【目的】

次代の社会を担う子ども・若者が、結婚・子育てに夢を持ち、家庭を築き、子どもを生み、育てる希望が成就する社会の実現

【基本理念】

- ・地域特性に応じた、切れ目ない支援
- ・府民の関心と理解を深め、結婚から子育てまでの各段階を見守り支える
- ・府、国、市町村、府民、事業者、学校、結婚・子育て支援団体の適切な役割分担・効果的な連携による、総合的かつ適切な実施

現行2条例の概要（責務）

- 「子育て支援条例」は子育て支援に係る基本的な主体の責務を定め、「少子化対策条例」では少子化対策に係る国・市町村との関わりや、気運を醸成するための基本的な主体の責務を規定

①京都府子育て支援条例（H19）

【責務】

- ▶ **府**
 - ・子育て支援の総合的かつ計画的な施策の策定
 - ・府民・学校・団体・事業者との連携及び協働
- ▶ **保護者**
 - ・子育ての第一義的責任を負う
- ▶ **府民**
 - ・子育て支援に関する関心と理解を深め積極的な取組を実施
 - ・府施策への協力
- ▶ **学校等**
 - ・関係機関の子育て支援の取組への協力
 - ・府施策への協力
- ▶ **子育て支援団体**
 - ・関心と理解を深め積極的な取組実施
 - ・府施策への協力
- ▶ **事業者**
 - ・両立に向けた雇用環境整備、積極的な取組実施
 - ・府施策への協力

②京都府少子化対策条例（H27）

【責務】

- ▶ **府**
 - ・少子化対策の総合的かつ計画的な施策の策定
 - ・市町村・府民等との連携及び協働した取組実施
 - ・市長村との協議、国及び他地方団体への協力依頼
 - ・必要に応じて国へ意見し、必要な措置を求める
- ▶ **府民**
 - ・家庭を築き子を産み育てることへの関心と理解を深め積極的な取組実施
 - ・府施策への協力
- ▶ **学校等**
 - ・家庭の果たす役割・重要性、妊娠・出産に関する知識の普及
 - ・府施策への協力
- ▶ **結婚支援団体、子育て支援団体**
 - ・結婚支援への府民や事業者の関心と理解を深める
 - ・府施策への協力
- ▶ **事業者**
 - ・少子化対策に対する関心と理解を深め積極的な取組実施
 - ・府施策への協力

現行2条例の概要（関連施策（抜粋））

○現行2条例に基づき、関係各課にて施策を展開。

①京都府子育て支援条例（H19）

【妊娠・出産】

○妊産婦医療の充実・不妊治療に係る相談等（§11）

⇒妊娠出産・不妊ほっとコール

⇒仕事と不妊治療の両立支援コール

⇒不妊治療費の自己負担分や通院交通費の助成

【子育て】

○子育てに関する相談支援（§10）

⇒きょうと子育てピアサポートセンター

○保育サービス提供、交流の場の提供（§16）

⇒保育の質向上に取り組む保育所等への支援

○経済的負担軽減（§13）

⇒京都子育て支援医療助成

⇒子育て支援施設利用支援事業

⇒第3子以降保育料無償化事業

⇒私立高等学校あんしん修学支援事業費

○児童虐待防止（§12）

⇒児童虐待総合対策事業

【就労】

○雇用環境整備に取り組む事業者認証（§20）

⇒「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度

【気運醸成】

○気運醸成（§19）

⇒WEラブ赤ちゃんプロジェクト

⇒あったか子育て京都表彰

②京都府少子化対策条例（H27）

【出会い・結婚】

○結婚に係る相談体制（§12）

⇒きょうと婚活応援センター

【妊娠・出産】

○妊産婦負担軽減（§18）

⇒出産・子育て応援交付金による経済的支援

○不妊治療費用軽減（§19）

⇒不妊治療費の自己負担分や通院交通費の助成

【子育て】

○子育て支援団体認証（§20）

⇒京都府子育て支援団体認証制度

○保育サービス提供、人材確保・定着・質の向上（§21）

⇒保育人材マッチング支援センター

⇒保育の質向上に取り組む保育所等への支援

○住宅支援・多子世帯支援（§24～27）

⇒結婚・子育て応援住宅総合支援事業

⇒特例多子世帯の家屋取得に係る不動産取得税減免

⇒第3子以降保育料無償化事業

【就労】

○両立支援に向けた雇用環境整備（§33）

⇒子育てにやさしい職場づくり事業

⇒病児保育促進事業

【気運醸成】

○府民会議（§31）

⇒少子化対策府民会議

○結婚・妊娠・出産等知識習得の機会提供（§29～30）

⇒学校と連携した妊娠・出産に関する出前授業の開催

⇒若者ライフデザイン・育児と仕事両立体験事業